

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年医療保険改定により、訪問看護ひたむきは、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用したうえで、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供致します。

これにより訪問看護 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに関する基準は下記の通りです。

(1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を実施していること。

(2) 健康保険法第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認を行う体制が整備されていること。

(3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてウェブサイトへの掲載を行っていること。

2025.4.14 訪問看護ひたむき

所長 濱崎英美